

生物多様性とは

地球上の生きものは、40億年という長い歴史の中で多様に進化してきました。すべての生きものは一つひとつに個性があり、支え合いつながりあって生きています。この生きものたちの豊かな個性とつながりのことを生物多様性といいます。

• 生物多様性に支えられる暮らし

私たちの暮らしは、食料や水、医薬品、気候の安定、技術革新など、多様な生物が関わりあう生態系からのめぐみに支えられています。

• 生物多様性の危機

現代は、第6の大量絶滅時代と呼ばれています。温暖化などの地球環境変化、人の生活様式の変化、外来生物による被害などの要因で多くの生きものたちが危機に瀕しています。

• 生物多様性を守り未来へつなぐために

一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中で実感し、身近なことから行動することが生物多様性を守るための第一歩です。

希少な動植物の保護と生物多様性の保全のための具体的な行動・心がけ

1. 生物多様性にふれる

- ・身近な地域の自然保護活動や自然観察会に参加する。
- ・自然の中で遊び、生きものを観察する。

2. 生物多様性を守る

- ・ペットは捨てない、逃がさない、最後まで飼う。
- ・自然の植物や動物をむやみに持ち帰ったり、生息地等以外の場所に移動させない、放さない。
- ・野外観察をするときは、周辺の環境に配慮し、自然の状態のままを観察する。

3. 生物多様性を伝える

- ・自然や生きものについて、家族や友人と話してみる。写真や絵、文章で伝える。

希少野生動植物種保護支援員になろう！

山口県では、県民の皆さんと希少野生動植物種の保護や生物多様性の保全に協働して取り組むため、ボランティアによる「希少野生動植物種保護支援員」制度を設けています。県では支援員に向けて、情報誌による情報提供や研修会を開催しています。小学生以上の方（小学生は保護者の同伴での申し込みが必要）であればどなたでも登録できますので、ぜひ応募してください。

支援員の活動

- ・希少野生動植物の保護活動
- ・自然とのふれあい活動
- ・支援員向けの研修会への参加

発行
問い合わせ先

山口県環境生活部 自然保護課 自然・野生生物保護班

TEL (083)933-3050 FAX (083)933-3069
E-mail a15600@pref.yamaguchi.lg.jp

HPも見てね! <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15600/index/>

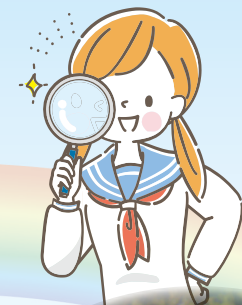


やまぐちの生きものたちを

絶滅から守ろう!

山口県の希少な野生動植物種

ギフチョウ
撮影:五味 清



イシドジョウ
撮影:畑間 俊弘



ふちエコやまぐち
マスコットキャラクター
エコっちゃん

山口県は多彩で豊かな自然に恵まれ、多くの野生動植物が生息しています。しかし、近年、自然環境等の変化により、その多くに絶滅のおそれが生じています。県では、絶滅のおそれが高く、特に保護を図る必要がある野生動植物を『指定希少野生動植物種』に指定し、保護しています。山口県の生きものを守り、生物の多様性が確保された良好な自然環境を未来へつないでいきましょう。

山口県

山口県希少野生動植物種保護条例 (要約)

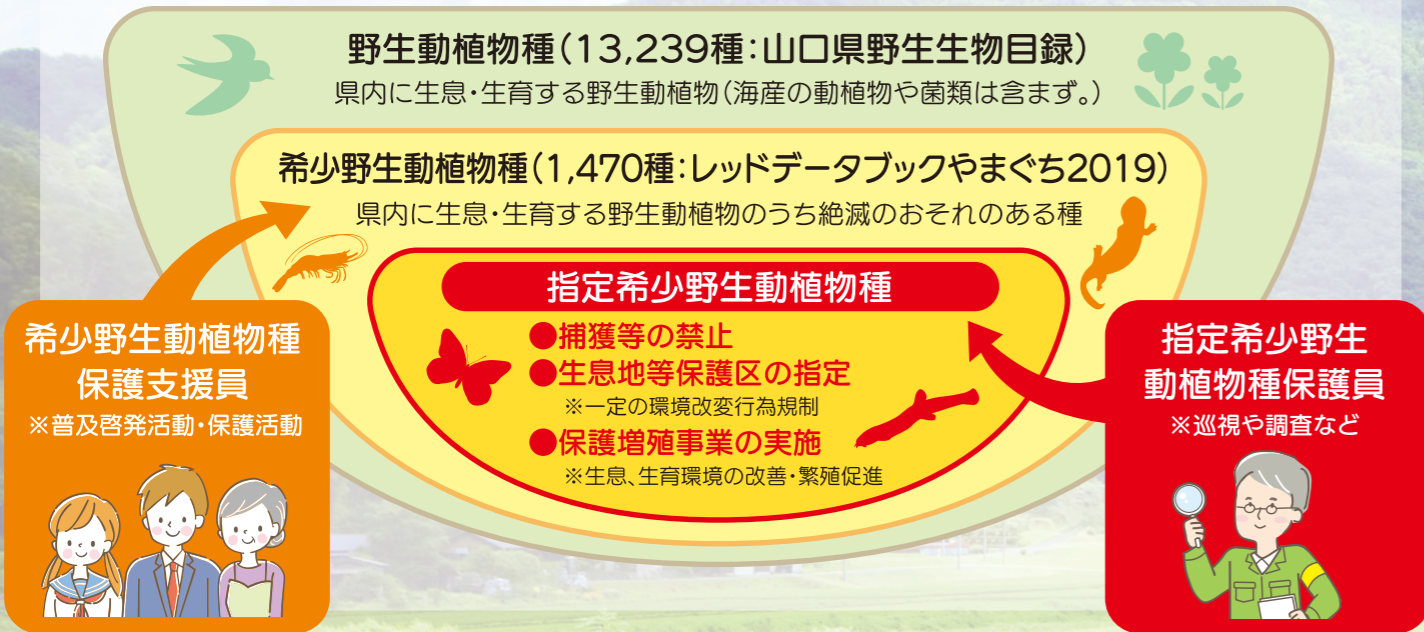
1. 条例の目的

- この条例は、県内の希少な動植物種の保護を図ることにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2. 条例に基づく指定による規制の内容

- 指定希少野生動植物（以下、「指定種」）は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」）をしてはいけません。
- 条例に違反して捕獲等をした指定種の個体又はその器官の譲り渡し若しくは譲り受け又は引渡し若しくは引取りをしてはいけません。
- 条例には、罰則があり、違反すると懲役又は罰金などの罰則が科せられることとなります。
- ただし、学術研究や繁殖など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことができます。

希少野生動植物種保護のイメージ図



指定種が販売されてるところや捕獲等をしているのを目撃した場合、どうしたらいいですか？

→県自然保護課又は最寄りの警察署へ連絡してください。



指定前から指定種を飼育している場合はどうなりますか？

→指定前から飼育されている個体は、規制の対象外です。大切に飼育を続けてください。

こんなとき、
どうしたらいいの？

Q&A



山口県の指定希少野生動植物種について



平成18年
3月指定

キビヒトリシズカ (センリョウ科)

樹林下の半陰地に生育する。生育地が限定されており、個体数も減少。採集、植生遷移等により生息環境が悪化。



平成18年
3月指定

ホソバナコバイモ (ユリ科)

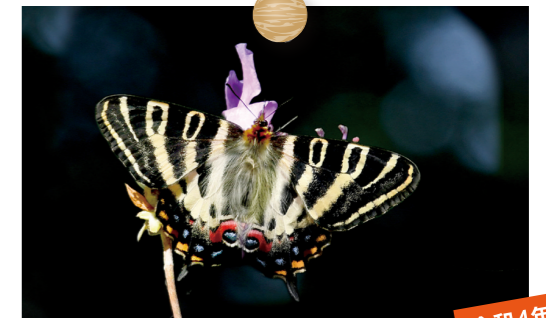
山地の日当たりのよい草地等に生育する。生育地がきわめて限定されており、個体数もごく少数。採集、土地開発、動物の食害により生息環境が悪化。



令和4年
3月指定

インドジョウ (ドジョウ科)

河畔林が豊かな河川に生息する。多くの生息地で生息が確認できず、個体数も減少。捕獲、河川工事等により生息環境が悪化。



令和4年
3月指定

ギフチョウ (アゲハチョウ科)

落葉広葉樹林の周辺に生息する。多くの生息地が衰退し、個体数も減少。捕獲、植生遷移による活動場所の喪失と食草(カンアオイ属)の衰退により生息環境が悪化。

ふるさとやまぐちの豊かな自然を
将来の世代に引き継いで行くために
みんなで考えよう！

条例や希少種については
県自然保護課のホームページに
詳しく掲載されています。
ぜひご覧ください。

